第日章

自殺対策の基本的な考え方

36

国の大綱*3の基本方針を踏まえ、次のような基本的な考え方をもとに、自殺対策を進めていきます。

1 生きることの包括的な支援として推進する

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であるという基本認識のもとに、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させ一人ひとりの生活を守るという姿勢で推進します。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs*4の理念と合致するものでもあります。

また、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組みと、「生きることの促進要因」を増やす取組みの双方を通じて、自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進します。

関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要であり、様々な分野の施策、関係者や組織が密接に連携できるよう努めます。

さらに、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくためには、地域共生社会の実現に向けた取組みや孤独・孤立対策との連携も図ります。

また、自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなげられるよう、多職種で継続して支援する取組みに併せて、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにしていきます。

3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る施策は、個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、関係機関が連携して包括的な支援を行う「地域連携のレベル」、法律等の枠組みの整備に関わる「社会制度のレベル」の3つに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとします。

また、これらの施策は、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及啓発などの「事前対応」、自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた場合に家族等への支援を行う「事後対応」の3つの段階ごとに効果的な施策を講じていきます。



実践と啓発を両輪として推進する

自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、「誰にでも起こり得る危機」となっています。自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺や精神疾患に対する偏見を払拭する啓発活動や、メンタルヘルスへの理解促進に取り組んでいくとともに、自殺対策に関わる者は、自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮することを認識し自殺対策に取り組んでいきます。

5

関係団体等との連携・協働を推進する

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、関係者・関係団体が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築するとともに、相談窓口や支援機関のネットワーク化や、そのネットワークを活用した情報共有の地域プラットフォームづくりが重要です。

関係者・団体の果たすべき役割は、次のように考えられます。

<福岡市>

大綱*3及び市の状況を踏まえ自殺対策総合計画を策定するとともに、自殺対策協議会*5を中心に、計画の進捗管理、各主体の支援を行います。市民一人ひとりの身近な行政主体として、各主体の緊密な連携・協働に努めながら、自殺対策を推進します。

<関係団体>

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する団体や、直接関係は しないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る団体等は、自殺対策の重要性に鑑み、 それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画します。

<民間団体>

地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動のみならず、関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、積極的に自殺対策に参画します。

第一章 自殺対策の基本的な考え方

<企業>

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の 心の健康の保持を図るよう努めることなどにより自殺対策において重要な役割を果た せることを認識し、積極的に自殺対策に参画します。

<市民>

市民は、自殺の状況や自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれることは「誰にでも起こり得る危機」であってその場合は誰かに援助を求めることが適当であることを理解し、自らの心や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処できるようにするなど、主体的に自殺対策に取り組みます。